

平成24年度第4回理事会次第

日 時：平成24年11月16日（金）

14時30分～

場 所：グランディエールブクトーカイ
「エチュード」

1 開会

2 会長挨拶

3 定足数確認

4 議長選出

5 議事録署名人の選出

6 議 事

<決議事項>

第1号議案 一般社団法人静岡県設備設計協会規則について

第2号議案 一般社団法人静岡県設備設計協会規程について

<報告事項>

(1) 新しい公益法人制度への対応状況について

(2) 平成25年建築五団体賀詞交歓会について

(3) 第18回北陸甲信越中部ブロック会議について

(4) 環境にやさしい建築工事特記仕様書（電気設備・機械設備版）について

(5) 各委員会報告について

(6) 各地区会報告について

(7) 協会経理について

7 閉会

規則、規程一覧

区 分	規 則 ¹⁾	規 程 ²⁾	備 考
定款に基づくもの	会費規則	会員規程	
	理事会運営規則	役員職務権限規程	
	総会議事運営規則	委員会規程	
	役員報酬規則		
自主的に定めるもの		旅費規程	
		慶弔見舞金規程	
		地区会規程	

注1) 総会で定めるもの

2) 理事会で定めるもの

一般社団法人静岡県設備設計協会規則について

- 1 一般社団法人静岡県設備設計協会会費規則
- 2 一般社団法人静岡県設備設計協会理事会運営規則
- 3 一般社団法人静岡県設備設計協会総会議事運営規則
- 4 一般社団法人静岡県設備設計協会役員報酬規則

一般社団法人静岡県設備設計協会会費規則（案）

（目的）

第1条 この規則は、一般社団法人静岡県設備設計協会（以下「本法人」という。）の会費等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（入会金及び年会費）

第2条 一般社団法人静岡県設備設計協会定款（以下「定款」という。）第7条に定める入会金及び年会費は次に掲げるところによる。

（1）正会員

- ① 入会金 30,000 円
- ② 年会費 50,000 円

（2）賛助会員

- ① 入会金 30,000 円
- ② 年会費 40,000 円

2 前項の規定にかかわらず、事業年度の途中で入会した正会員及び賛助会員のその年度の年会費は理事会で決定する。

（会費等の徴収）

第3条 本法人に入会を申し込んだ者は、一般社団法人静岡県設備設計協会会員規程第3条の規定による入会審査通知書を受けとった日から 30 日以内に、入会金及び年会費を納入しなければならない。

2 正会員及び賛助会員は、毎年度、本法人の請求に基づき、年会費を納入しなければならない。

3 会長は、入会金又は年会費を受け取ったときは、領収書を交付しなければならない。ただし、入会金又は年会費が金融機関からの振込により納入された場合には、領収書の交付はしないものとする。

（年会費の不返還）

第4条 定款第8条、第9条又は第10条の規定により会員でなくなったときは、すでに納入された年会費はこれを返還しないものとする。

（補則）

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この規則は、一般社団法人静岡県設備設計協会の設立登記のあった日から施行する。

一般社団法人静岡県設備設計協会理事会運営規則（案）

（目的）

第1条 この規則は、一般社団法人静岡県設備設計協会（以下「本法人」という。）の理事会の運営に関する事項を定め、理事会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

（理事会の構成等）

第2条 理事会は、理事全員をもって構成し、業務執行に関する事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

（役員以外の出席）

第3条 理事会は、必要に応じ、理事及び監事以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

（招集権者）

第4条 理事会は、会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が招集する。

2 招集権者でない理事は、前項の招集権者に対し、理事会の目的事項を記載した書面をもって、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認め、これを理事会に報告する必要があるときは、前2項に準じて、理事会の招集を請求し、又は理事会を招集することができる。

（招集手続）

第5条 理事会の招集通知は、理事会の開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対し発しなければならない。

2 前項の招集通知は、会議の日時、場所及び会議の主な目的事項を記載した書面で行うものとする。ただし、緊急の場合などは、口頭その他の方法で通知を行うことができるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

（欠席）

第6条 理事及び監事は、理事会を欠席する場合には、あらかじめ招集権者に対して、その旨を通知しなければならない。

（議長）

第7条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長がこれにあたる。

2 理事会の会議の目的事項について議長である理事が特別の利害関係を有するときは、その事項の審議について、議長に事故があるときに準じて、他の理事が議長に当たるものとする。

（決議の方法）

第8条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合においては、議長は、理事として議決に加わることはできない。

- 3 第1項の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることはできない。
この場合、その理事の数は、第1項の理事の数に算入しない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときは除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（決議事項）

第9条 次の事項は、理事会の決議を経なければならない。

- (1) 総会に関すること
 - (2) 理事に関すること
 - (3) 組織及び人事に関すること
 - (4) 財産及び財務に関すること
 - (5) 重要な業務執行に関すること
 - (6) その他の事項
- 2 会長は、前項の決議事項（法定事項を除く。）であっても、緊急の処理を要するため理事会に付議できないときは、理事会の決議を経ないで業務を執行することができる。ただし、この場合にあっては、会長は、次の理事会に付議し承認を得なければならない。

（報告）

第10条 会長、副会長及び専務理事は、各自の職務の執行状況及び重要と認められる事項並びに法令に定められた事項について理事会に報告しなければならない。

- 2 理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、各自の職務の執行状況については適用しない。

（議事録）

第11条 理事会の議事については、議事録は書面をもって作成し、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載して、出席した会長及び監事がこれに記名押印をしなければならない。

（欠席者に対する通知）

第12条 会長は、理事会の議事の経過の要領及びその結果につき、欠席した理事及び監事に対し通知しなければならない。

（補則）

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、一般社団法人静岡県設備設計協会の設立登記のあった日から施行する。

一般社団法人静岡県設備設計協会総会議事運営規則（案）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、一般社団法人静岡県設備設計協会（以下「本法人」という。）の総会の議事方法に関する事項を定め、総会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

（遵守義務）

第2条 議決権を行使しえる会員その他総会出席者は、法令及び定款並びにこの規則を遵守しなければならない。

第2章 正会員等の出席

（正会員の出席）

第3条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 正会員以外の者が代理人として出席する場合、受付において代理権を証明する書類（委任状）を提出しなければならない。

（正会員以外の者の出席）

第4条 理事及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、総会に出席しなければならない。

2 本法人の事務局職員、弁護士等は、理事及び監事を補佐するため、議長の許可を受けて総会に出席することができる。

第3章 議長

（資格）

第5条 総会の議長となる者は、定款第15条の規定の定めによる。

（権限）

第6条 議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理するため必要な措置をとることができる。

2 議長は、その命令に従わない者その他当該総会の秩序を乱す者を退場させることができる。

（議長不信任動議の審議）

第7条 議長は、当該議長の不信任の動議の審議に当たっても職務を行うことができる。

第4章 議事

（開会宣言）

第8条 開会の予定時刻が到来したときは、議長は、正会員の出席の状況を確認の上、議場に開会を宣言しなければならない。

（開会時刻の繰下げ）

第9条 議長は、正会員の出席が定足数に満たないとき、その他総会を開会するにつき重大な支障があると認めるときは、総会の開会時刻を繰り下げることができる。この場合、既に入場している正会員に対し、遅滞なく繰り下げられた開会時刻を報告しなければならない。

（出席状況の報告）

第10条 議長は、開会を宣言した後、議事に入る前に、総会の正会員の出席状況を会場に報告

しなければならない。

2 前項の報告は、理事をして行わせることができる。

(議題の審議)

第 11 条 議長は、あらかじめ招集通知に記載された順序に従い議題を付議する。ただし、議場に理由を述べて、その順序を変更することができる。

2 議長は、複数の議題又は議案を一括して付議することができる。

(理事等の報告・説明)

第 12 条 議長は、議題を付議した後、理事に対し、当該議題に関する事項の報告又は議案の説明を求める。なお、理事は、議長の許可を受けた上で、補助者に報告又は説明させることができる。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 43 条の規定による社員提案にかかる場合にあっては、議長は、当該正会員に議案の説明を、理事又は監事に対し上記提案に対する意見を求めるものとする。

(発言の許可)

第 13 条 正会員は、議長の許可を受けてから発言しなければならない。

2 正会員の発言の順序は、議長が決定する。

(発言の内容及び時間の制限)

第 14 条 正会員は、簡潔明瞭に発言しなければならない。

2 議長は、議事の進行上必要があると認めるときは、正会員の発言時間を制限することができる。

(発言の制限)

第 15 条 議長は、次の発言に対し必要な注意を与え、制限し又はその発言を中止させることができる。

- (1) 議長の指示に従わない発言
- (2) 議題に関係しない発言
- (3) 冗長にわたる発言
- (4) 重複する発言
- (5) 総会の品位を汚す発言
- (6) 他人の名誉を毀損し又は侮辱する発言
- (7) その他議事を妨害し又は議場を混乱させる発言

(発言の時期)

第 16 条 正会員は、議題に関する事項の報告又は議案についての説明終了後でなければ、当該議題又は議案に関し発言をすることができない。

(説明義務者)

第 17 条 正会員の理事に対する質問の説明は、会長又はその指名した理事が行う。なお、会長又は理事は、議長の許可を受けた上で、補助者に説明させることができる。

2 正会員の監事に対する質問の説明は、各監事が行う。ただし、監査意見が統一されている場合は、監事の協議により定められた監事が行うことができる。なお、監事は、議長の許可を受けた上で、補助者に説明させることができる。

(一括説明)

第 18 条 理事又は監事は、正会員の質問に対して一括して説明することができる。

(説明の拒絶)

第 19 条 理事又は監事は、質問が次の理由に当たるときは、説明を拒絶することができる。

- (1) 質問事項が総会の目的事項（議題）に関しないものである場合

- (2) 説明をすることにより正会員の共同の利益を著しく害する場合
- (3) 説明をすることにより本法人その他の者（当該正会員を除く。）の権利を侵害することとなる場合
- (4) 説明をするために調査をすることが必要である場合
- (5) 質問が重複する場合
- (6) その他説明をしないことにつき正当な理由がある場合

（修正動議）

第 20 条 正会員は、付議された議案につき修正の動議を提出することができる。

2 前項の場合、議長は、議場に修正動議の採否を諮らなければならない。ただし、これを省略して直ちにその動議を審議に付することができる。

3 議長は、修正動議を原案と一括して審議することができる。

（議事進行等に関する動議）

第 21 条 正会員は、総会の運営又は議事進行に関して、動議を提出することができる。

2 前項の動議については、議長は、他の議案の審議に先立って、採決しなければならない。

（動議の却下）

第 22 条 議長は、動議が次の事由に当たるときは、直ちに却下することができる。

- (1) 当該修正動議に関する議題の審議に入っていないとき、又は審議を終了したとき。
- (2) 既に同一の内容の動議が否決されているとき。
- (3) 総会の議事を妨害する手段として提出されたとき。
- (4) 不適法又は権利の濫用に当たるとき。
- (5) その他合理的理由のないことが明らかなとき。

（質疑・討論の打切り）

第 23 条 議長は、議案について質疑及び討論がつくされたと認めるときは、質問若しくは意見を述べようとする正会員などがある場合でも、これを打ち切って審議を終了させ採決することができる。

（採決）

第 24 条 議長は、議案ごとに採決をしなければならない。ただし、一括して審議した議案については、これを一括して採決することができる。

（採決の順序）

第 25 条 原案に対し修正案が提出された場合は、原案に先立ち修正案の採決を行い、複数の修正案が提出された場合は、原案に近いものから順次採決する。

（出席正会員の範囲）

第 26 条 総会の議決については、出席した正会員及び代理人を出席させた正会員並びに開催日の前日までに議決権行使書面又は電磁的方法による議決権行使通知を本法人に提出した正会員の各議決権の数を出席した正会員の議決権に算入する。

2 前項において、議決権行使書面又は電磁的方法による議決権行使通知を提出した正会員の議決権の数を出席した正会員の議決権の数に算入するのは、収集通知に記載された議題及びその修正案の決議に限るものとする。

3 前各項における議決権行使書面又は電磁的方法による議決権行使通知に関する取り扱いについては、総会招集通知に書面又は電磁的方法により議決権が行使できる旨、記載がされている場合に限るものとする。

（修正案に対する議決権行使書面の取扱い）

第 27 条 修正案の採決については、原案に賛成の旨が記載された議決権行使書面又は電磁的方法による議決権行使通知は修正案に反対として、原案に反対又は棄権の旨が記載された議決権

行使書面又は電磁的方法による議決権行使通知は修正案の採決につき棄権としてそれぞれ取り扱うものとする。

(採決の方法)

第 28 条 議長は採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。

(採決の結果の宣言)

第 29 条 議長は、採決が終了したときは、その結果を総会に宣言しなければならない。

(延期又は続行)

第 30 条 総会を延期又は続行する場合は、総会の決議による。

2 前項の場合、延会又は継続会の日時及び場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することを妨げない。

3 前項ただし書きの場合、議長は決定した日時及び場所を総会に出席した正会員に通知しなければならない。

4 延会又は継続会の日は、最初の総会の日より 2 週間以内に定めなければならない。

(閉会)

第 31 条 議長は、すべての議事を終了したとき、又は延期若しくは続行が決議されたときは、閉会を宣言する。

(議事録)

第 32 条 総会の議事については、議事録は書面をもって作成し、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載して、議長及び出席した正会員のうちからその会議において選出された議事録署名人 2 名以上が記名押印しなければならない。

2 前項の議事録は、10 年間本法人の事務所に備え置かなければならない。

(欠席者に対する報告)

第 33 条 総会を招集した者は、総会の議事の経過の要領及びその結果につき、欠席した正会員に対し、適宜な方法により報告しなければならない。

(補則)

第 34 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この規則は、一般社団法人静岡県設備設計協会の設立登記のあった日から施行する。

一般社団法人静岡県設備設計協会役員報酬規則（案）

（目的）

第1条 この規則は、一般社団法人静岡県設備設計協会（以下「本法人」という。）の役員の報酬の支給基準について定めるものとする。

（報酬の種類）

第2条 報酬は、常勤役員にあっては本給及び特別手当とし、非常勤役員については、非常勤役員手当とする。

2 前項に定める報酬のほか、常勤役員には、通勤手当を支給することができる。

（報酬等の支払方法）

第3条 報酬及び通勤手当（以下「報酬等」という。）は、その金額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬等から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬等の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員が報酬等の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

（報酬等の支給日）

第4条 報酬等（特別手当を除く。）は、その月の月額的全額を毎月25日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、その前日とする。

2 特別手当の支給日は、理事会で別途定める。

（報酬等の額及び決定基準）

第5条 報酬等の額は、総会の決議によって定められた総額の範囲内において、その職務、資格等を勘案して、理事会で決定するものとする。

（日割計算）

第6条 新たに役員等になった者には、その日から報酬等を支給する。

2 役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬等を支給する。

3 第1項又は第2項の規定により報酬等を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（端数の処理）

第7条 この規程により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

（支給停止）

第8条 前条までの規定にかかわらず、当面、役員への報酬等は支給しない。

（補則）

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この規則は、一般社団法人静岡県設備設計協会の設立登記のあった日から施行する。

一般社団法人静岡県設備設計協会規程について

- 1 一般社団法人静岡県設備設計協会会員規程
- 2 一般社団法人静岡県設備設計協会役員職務権限規程
- 3 一般社団法人静岡県設備設計協会委員会規程
- 4 一般社団法人静岡県設備設計協会旅費規程
- 5 一般社団法人静岡県設備設計協会慶弔見舞金規程
- 6 一般社団法人静岡県設備設計協会地区会規程

一般社団法人静岡県設備設計協会会員規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人静岡県設備設計協会（以下「本法人」という。）の会員に関して必要な事項を定め、会員の身分の安定を図ることを目的とする。

（入会の手続き）

第2条 一般社団法人静岡県設備設計協会定款（以下「定款」という。）第6条に定める入会の申込は様式第1号によるものとする。

（入会通知）

第3条 会長は、理事会において入会の可否を決定したときは、その結果を直ちに様式第2号により入会申込者に通知しなければならない。

2 会長は、前項の通知をしたときは、第6条に定める会員名簿及び入退会管理簿に必要事項を記載しなければならない。

（資格の喪失等）

第4条 会長は、会員が定款第9条の規定により除名されたとき、又は第10条の規定により会員資格を喪失したときは、入退会管理簿にその旨を記載し、その会員を会員名簿から除外しなければならない。

（退会）

第5条 会員が退会しようとするときは、様式第3号により届出なければならない。

2 会長は、前項の届出を受理したときは、入退会管理簿にその旨を記載し、その会員を会員名簿から除外しなければならない。

（会員名簿等）

第6条 会員名簿は会長が別に定める。

2 会員の入会、資格喪失等及び退会の履歴を管理するための入退会管理簿は様式第4号による。

（補則）

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、一般社団法人静岡県設備設計協会の設立登記のあった日から施行する。

一般社団法人静岡県設備設計協会入会申込書

年 月 日

一般社団法人静岡県設備設計協会
会 長 ○○ ○○ 様

〒
住所

氏名（又は社名・代表者名）
（公印省略）

私・当社は、貴法人の正会員・賛助会員として入会したいので、貴法人の定款、規則及び規程を遵守することを誓約し申し込みます。

記

- 1 担当者氏名
- 2 担当者所属
- 3 担当者電話
- 4 担当者FAX
- 5 担当者E-mail
- 6 ホームページアドレス（無い場合、記載不要）
- 7 取扱品目（賛助会員の場合のみ）

注1）賛助会員の場合、社名・代表者名は賛助会員として登録する名称として下さい。

（例）○○○株式会社静岡営業所 営業所長△△△△

2）担当者を複数登録したい場合、それぞれ記載して下さい。

3）取扱い品目の記載例（当協会ホームページの「設備推奨リスト」を参照）

空調機器、エレベータ、照明機器、情報機器、ポンプ機器、都市ガス製造など

4）記載欄が不足する場合、別紙を使用して下さい。

一般社団法人静岡県設備設計協会入会審査通知書

年 月 日

〒
住所

氏名（又は社名・代表者名） 様

一般社団法人静岡県設備設計協会
会 長 ○○ ○○
（公印省略）

年 月 日付にて貴殿・貴社からありました本法人への入会申込を審査した結果、
入会が認められました・認められませんでしたので通知いたします。

なお、入会を認められた場合には、この通知を受けとった日から 30 日以内に、入会金及び
本年度の年会費（ 円）を下記口座へ納入してください。

入金された日が入会日となります。

振込先口座：○○銀行○○支店
普通○○○○
口座名義人 一般社団法人静岡県設備設計協会

振込み手数料はご負担下さい。
領収書は金融機関の証をもって代えさせていただきます。

一般社団法人静岡県設備設計協会退会届出書

年 月 日

一般社団法人静岡県設備設計協会
会 長 ○○ ○○ 様

〒
住所

氏名（又は社名・代表者名）
（公印省略）

私・当社は、一身上の都合により、平成 年 月 日（退会日）をもって貴法人を退会したいので届出ます。

様式第4号 (第6条関係)

一般社団法人静岡県設備設計協会入退会管理簿

(年度)

[illegible]

注1) 入会、推薦入会、除名、資格喪失又は退会

2) 正会員、特別会員又は賛助会員

3) 入会金及び入会年度の年会費の入金された日又は推薦決議がされた総会開催日

4) 除名決議がされた総会開催日、会員資格を喪失した日又は退会届出に記載の退会日

一般社団法人静岡県設備設計協会役員職務権限規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人静岡県設備設計協会（以下「本法人」という。）における役員が遂行する基本的な職務権限を定め、その責任の明確化と業務の効率的執行を図ることを目的とする。

（会長）

第2条 会長は、この法人の業務を統括し、業務執行の最高責任者としてこの法人を代表し、その業務を執行する。

2 会長（代表理事）の職務権限は、概ね次のとおりとする。

- (1) 事業計画の策定及び実施方針に関すること。
- (2) 予算の原案を作成すること。
- (3) 期末決算に関すること。
- (4) 総会及び理事会に関すること。
- (5) 定款、規則等の制定、改廃に関すること。
- (6) 官庁に対する許可、承認、届出、報告、登記等に関すること。
- (7) 組織及び権限の委任に関すること。
- (8) 事務局職員に関すること。
- (9) 重要な契約の締結に関すること。
- (10) 重要な財産の取得、賃貸借及び処分に関すること。
- (11) 重要な業務の委託又は受託に関すること。
- (12) 取引金融機関の決定又は変更に関すること。
- (13) 事業資金の借入又は償還に関すること。
- (14) 予備費の使用に関すること。
- (15) 予算の流用に関すること。
- (16) 会費に関すること。
- (17) 訴訟行為・損害賠償等に関すること。
- (18) その他法人の重要事項に関すること。

（副会長）

第3条 副会長の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- (2) 会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ決定した順序によって、会長の業務の執行に係る職務を代行する。

（専務理事）

第4条 専務理事の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- (2) 会長及び副会長に事故あるとき又は欠けたときは、その業務の執行に係る職務を代行する。
- (3) 事務局の会計処理に関すること。

（補則）

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、一般社団法人静岡県設備設計協会の設立登記のあった日から施行する。

一般社団法人静岡県設備設計協会委員会規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人静岡県設備設計協会（以下「本法人」という。）の定款第43条の規定に基づいて設置する委員会（以下「委員会」という。）の任務等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（任務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を任務とする。

- (1) 本法人の事業に関して企画、調整等を行うこと。
- (2) その他、本法人の運営に関して理事会に対して意見を述べること。

（委員会）

第3条 委員会は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 常任委員会
 - ① 総務委員会
 - ② 技術委員会
 - ③ 広報委員会

- (2) 特別委員会

2 常任委員会の任務は、会長が各委員長と協議して別に定める。

3 理事会は、特別かつ重要な事項について検討が必要な場合、特別委員会を設けることができる。

（委員）

第4条 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任し会長が委嘱する。

2 委員は、15名以内とする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

5 委員は、任期満了後においても、後任者が就任するまで、なおその職務を行うものとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長1名及び副委員長2名を置き、委員のうちから互選により選出する。

2 委員長は、委員会の会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、必要に応じ、委員長が随時招集する。

2 委員長に事故があるときは、副会長が随時招集する。

（活動記録）

第7条 委員長は、会議や講習会の開催等の活動を行った都度、活動の概要を記載した活動記録を作成し、理事会へ提出するものとする。

（事務）

第8条 委員会の事務は、本法人の事務局が行う。

（補則）

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、一般社団法人静岡県設備設計協会の設立登記のあった日から施行する。

一般社団法人静岡県設備設計協会旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人静岡県設備設計協会（以下「本法人」という。）の旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 旅費の支給対象者は、正会員、特別会員及び賛助会員（以下「会員」という。）とする。

2 会員が本法人の業務により出張する場合に旅費を支給する。ただし、理事会、総会、研修会、講習会などに出席する場合は支給しない。

(旅費の種類)

第3条 旅費の種類は、次の2種類とする。

(1) 国内出張旅費

(2) 外国出張旅費

2 国内出張旅費の内容は、交通費、日当及び宿泊料とする。

3 国内出張旅費の金額は、別表1に定める額とする。

4 前項の規定にかかわらず、本法人の事務局及び静岡市内へ出張する場合は、交通費を別表2に定める額とする。

(交通費の計算)

第4条 交通費は、業務遂行上最も経済的で常識的な経路及び方法によって計算する。ただし、業務の都合又は天災、交通事故その他止むを得ない理由で予定の経路及び方法によることができなかった場合は、実際に経過した経路及び方法によって計算する。

(宿泊料)

第5条 宿泊料は、10,000円とする。

(外国出張旅費)

第6条 外国出張旅費及び付随する経費は、その都度、会長、副会長及び専務理事が協議を行って決定する。

(旅費の支給)

第7条 旅費の支給は概算払いを原則とし、不足額が発生した場合は、清算を行うものとする。ただし、本法人の事務局及び静岡市内へ出張する場合は清算を行わない。

(講師等への支給)

第8条 講習会の講師等への旅費の支給については、その都度、講師等との調整により会長が決定する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、一般社団法人静岡県設備設計協会の設立登記のあった日から施行する。

別表 1 (国内出張旅費の金額) (第 3 条第 3 項関係)

(円)

項 目	金 額	
	県 内	県 外
交通費	実 費	実 費
日当 (1 日当り)	な し	5, 0 0 0

別表 2 (事務局及び静岡市内への交通費)

(第 3 条第 4 項関係)

(円)

出張の起点 (市区町)	金 額
御殿場市	6, 0 0 0
三島市	5, 0 0 0
沼津市	5, 0 0 0
富士宮市	4, 5 0 0
富士市	4, 0 0 0
静岡市清水区	1, 5 0 0
静岡市葵区及び駿河区	1, 0 0 0
焼津市	1, 5 0 0
藤枝市	1, 5 0 0
島田市	2, 0 0 0
吉田町	3, 0 0 0
牧之原市	3, 0 0 0
菊川市	3, 0 0 0
掛川市	3, 5 0 0
袋井市	3, 5 0 0
磐田市	4, 0 0 0
浜松市	6, 0 0 0

注) 上表に定めがない起点の場合、公共交通機関を利用した場合の金額に 5 0 0 円を加えた金額とする。

一般社団法人静岡県設備設計協会慶弔見舞金規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人静岡県設備設計協会（以下「本法人」という。）の慶弔及び見舞に関し、必要な事項を定めるものとする。

（種類）

第2条 慶弔見舞金の種類は、次の通りとする。

- (1) 結婚祝金
- (2) 死亡弔慰金
- (3) 傷病見舞金
- (4) 災害見舞金
- (5) その他の慶弔見舞金

（支給対象者）

第3条 慶弔見舞金の支給対象者は、次のとおりとする。ただし、結婚祝金、傷病見舞金及び災害見舞金は正会員のみを対象とする。

- (1) 正会員（団体正会員の場合、その代表者）、その同居家族及びその被使用者
- (2) 特別会員及びその同居家族
- (3) 賛助会員（団体賛助会員の場合、その代表者）
- (4) 会長経験者

（結婚祝金）

第4条 結婚祝金は、10,000円とする。

（正会員等の死亡弔慰）

第5条 正会員が死亡した場合の死亡弔慰金は、30,000円とし、死亡弔慰金の支給以外に、本法人の名称及び会長名を記した生花又は花輪を供するとともに、弔電を送ることとする。

2 正会員の同居家族が死亡した場合の死亡弔慰金は、10,000円とし、死亡弔慰金の支給以外に、本法人の名称及び会長名を記した生花又は花輪を供するとともに、弔電を送ることとする。

3 正会員の被使用者が死亡した場合の死亡弔慰金は、10,000円とする。

（特別会員等の死亡弔慰）

第6条 特別会員が死亡した場合の死亡弔慰金は、30,000円とし、死亡弔慰金の支給以外に、本法人の名称及び会長名を記した生花又は花輪を供するとともに、弔電を送ることとする。

2 特別会員の同居家族が死亡した場合の死亡弔慰金は、10,000円とし、死亡弔慰金の支給以外に、本法人の名称及び会長名を記した生花又は花輪を供するとともに、弔電を送ることとする。

（賛助会員の死亡弔慰）

第7条 賛助会員が死亡した場合の死亡弔慰金は、10,000円とする。

（会長経験者の死亡弔慰）

第8条 会長経験者が死亡した場合の死亡弔慰金は、30,000円とし、死亡弔慰金の支給以外に、本法人の名称及び会長名を記した生花又は花輪を供するとともに、弔電を送ることとする。

（傷病見舞金）

第9条 正会員が傷病により7日以上入院して加療する場合の傷病見舞金は、10,000円とする。

（災害見舞金）

第10条 正会員が自然災害、事故災害その他不慮の災害により、住居に損害を被った場合の災害見舞金は、その都度、会長、副会長及び専務理事が協議して決定することとする。

(その他の慶弔見舞金)

第11条 その他の慶弔見舞金については、その都度、会長、副会長及び専務理事が協議して決定することとする。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、一般社団法人静岡県設備設計協会の設立登記のあった日から施行する。

慶弔見舞金早見表

区分	結婚祝金	死亡弔慰金	傷病見舞金	災害見舞金	その他
正会員 (団体の場合、代表者)	10,000 円	30,000 円 生花又は花輪 弔電	10,000 円 (7 日以上の入院加療)	三役 (業務執行理事) の協議により決定する。	顧問への対応など規程にないものについては、三役 (業務執行理事) の協議により決定する。
正会員の同居家族	×	10,000 円	×	×	
正会員の被使用者	×	10,000 円	×	×	
特別会員	×	30,000 円 生花又は花輪 弔電	×	×	
特別会員の同居家族	×	10,000 円	×	×	
賛助会員 (団体の場合、代表者)	×	10,000 円	×	×	
会長経験者	×	30,000 円 生花又は花輪 弔電	×	×	

一般社団法人静岡県設備設計協会地区会規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人静岡県設備設計協会（以下「本法人」という。）が設置する地区会の任務等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（地区会）

第2条 地区会は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 東部地区会
- （2） 中部地区会
- （3） 西部地区会

（構成員）

第3条 地区会の構成員は、原則的に次に掲げるとおりとする。

- （1） 東部地区会 富士川以東に事務所を設ける正会員
- （2） 中部地区会 富士川以西及び大井川以東に事務所を設ける正会員
- （3） 西部地区会 大井川以西に事務所を設ける正会員

（任務）

第4条 地区会の任務は、会長が各幹事長と協議して別に定める。

（幹事）

第5条 地区会に幹事長1名及び副幹事長1名を置き、構成員のうちから互選により選出する。

2 幹事長は、地区会の会務を総括する。

3 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

（会議）

第6条 地区会の会議は、必要に応じ、幹事長が招集する。

（活動記録）

第7条 幹事長は、会議の開催等活動を行った都度、活動の概要を記載した活動記録を作成し、理事会へ提出するものとする。

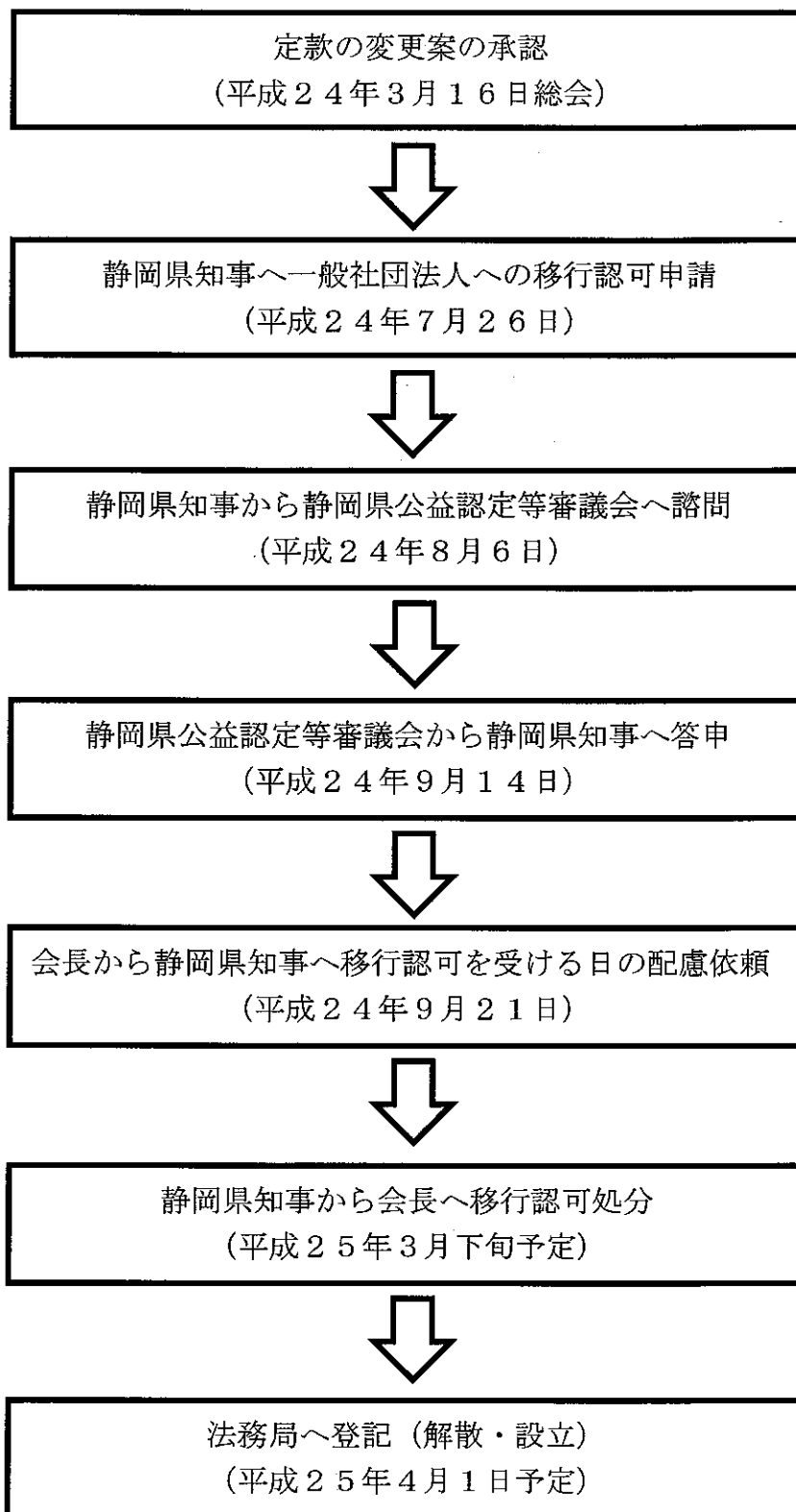
（補則）

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、一般社団法人静岡県設備設計協会の設立登記のあった日から施行する。

新しい公益法人制度への対応状況について



平成 2 5 年建築五団体賀詞交歓会について

- 1 企画書
- 2 招待来賓
- 3 式次第

平成 25 年建築五団体賀詞交歓会
企画書 (案)

- 1 日 時 平成 25 年 1 月 25 日 (金) 18 時～20 時
(受付開始 17 時 30 分)
- 2 会 場 ホテルアソシア静岡 3 階「駿府の間」
(来賓控室 2 階「すいせん」)
- 3 参加者 会員 350 名 (24 年 339 名) (事務局含む)
来賓 10 名 (24 年 8 名)
司会 1 名
- 4 会 費 7,000 円/名
- 5 予 算
(収入の部)

項 目	金額 (円)	備 考
会費	2,450,000	7,000 円×350 名
雑収入	50,000	祝儀
預金金利	120	
前年度繰越金	569,226	
計	3,069,346	

(支出の部)

項 目	金額 (円)	備 考
洋食料理buffet	1,386,000	4,620 円×300 食
寿司飯台	105,000	
飲み物	540,000	1,500 円×360 人
駿府室料	138,800	
すいせん室料	34,000	
飾花料	21,000	
横看板・立看板	54,600	
音響照明	16,800	
T ポール受付用	2,730	210 円×13 個
樽酒	207,900	103,950 円×2 個
土産	16,800	2,100 円×8 個
司会者謝礼	35,000	
チケット印刷代	14,000	460 枚 (番号付 420 枚、番号無 40 枚)
出席者名簿作成費	12,000	式次第
消耗品、通信費等	15,000	
写真代	5,000	
計	2,604,630	

次年度繰越金 464,716 円

平成 2 5 年建築五団体賀詞交歓会

招待来賓 (案)

- | | | | |
|-----|--------------------------|------------|------------|
| 1 | 静岡県知事 | かわかつ
川勝 | へいた
平太 |
| 2 | 静岡県議会議長 | おぐす
小桶 | かずお
和男 |
| 3 | 静岡市長 | たなべ
田辺 | のぶひろ
信宏 |
| 4 | 静岡県くらし・環境部部長 | いくま
伊熊 | もとのり
元則 |
| 5 | (株) 静岡新聞社代表取締役社長 | おおいし
大石 | ごう
剛 |
| 6 | (一財) 静岡経済研究所理事長 | すずき
鈴木 | かずお
一雄 |
| 7 | (一財) 静岡県建築住宅まちづくりセンター理事長 | あおやま
青山 | いわお
巖 |
| 8 | (一社) 静岡県建設業協会会長 | いとう
伊藤 | たかし
孝 |
| 9 | (一社) 静岡県建設産業団体連合会会長 | いとう
伊藤 | たかし
孝 |
| 1 0 | (社) 静岡県設備協会会長 | ますだ
増田 | れいじ
玲司 |
| 1 1 | (株) 建通新聞社代表取締役社長 | やまじ
山地 | ただお
忠雄 |

第15回「平成25年建築五団体賀詞交歓会」

式 次 第

(関係者用)

日 時 平成25年1月25日(金) 18:00～20:00

会 場 ホテルアソシア静岡 3階「駿府」の間

1	開会	18:00	(司会者)
2	来賓入場	18:01	(先導 (社) 静岡県設備設計協会)
3	建築五団体代表の紹介	18:02	(司会者)
4	主催者代表挨拶	18:03	((社) 静岡県設備設計協会会長 三ツ井幹雄)
5	来賓紹介	18:05	(司会者)
6	来賓祝辞	18:09	(静岡県知事 川勝平太 様) (静岡県議会議長 小楠和男 様) (静岡市長 田辺信宏 様)
7	祝電披露	18:29	(司会者)
8	鏡開き	18:30	(来賓〇名、二会会長) 〇名
9	乾杯	18:38	((一財) 静岡県建築住宅まちづくりセンター 理事長 青山巖 様)
10	歓談	18:39	
11	閉会の言葉	19:55	((一社) 静岡県建築士事務所協会会長 立道幸男)
12	閉会	20:00	(司会)

[建築五団体]

一般社団法人 日本建築学会東海支部静岡支所

一般社団法人 静岡県建築士事務所協会

公益社団法人 静岡県建築士会

社団法人 日本建築家協会東海支部静岡地域会

社団法人 静岡県設備設計協会(平成25年幹事会)

第15回「平成25年建築五団体賀詞交歓会」
式 次 第

日 時 平成25年1月25日(金) 18:00～20:00

会 場 ホテルアソシア静岡 3階「駿府」の間

- 1 開会
- 2 来賓入場
- 3 建築五団体代表の紹介
- 4 主催者代表挨拶 社団法人静岡県設備設計協会会長 三ツ井 幹雄
- 5 来賓紹介
- 6 来賓祝辞 静岡県知事 川勝 平太 様
静岡県議会議長 小楠 和男 様
静岡市長 田辺 信宏 様
- 7 祝電披露
- 8 鏡開き
- 9 乾杯 一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター
理事長 青山 巖 様
- 10 歓談
- 11 閉会の言葉 一般社団法人静岡県建築士事務所協会会長
立道 幸男 様
- 12 閉会

〔建築五団体〕

一般社団法人 日本建築学会東海支部静岡支所
一般社団法人 静岡県建築士事務所協会
公益社団法人 静岡県建築士会
社団法人 日本建築家協会東海支部静岡地域会
社団法人 静岡県設備設計協会(平成25年幹事会)

第18回北陸甲信越中部ブロック会議について

- 1 第18回北陸甲信越中部ブロック会議次第等
- 2 第18回北陸甲信越中部ブロック会議テーマ
- 3 第18回北陸甲信越中部ブロック会議事前アンケート集計表

(社)日本設備設計事務所協会
第 18 回北陸甲信越・中部ブロック会議

日時 : 平成 24 年 9 月 21 日(金)

時間 : 受付 14:00~

会議 15:00~

場所 : 岐阜市日ノ出町 5-12

ホテルグランヴェール岐山 5 階 飛翔の間

058-263-7111

岐阜県設備設計事務所協会

社団法人日本設備設計事務所協会 第18回北陸甲信越・中部ブロック会議

平成24年 9月21日(金) 15:00～
ホテルグランヴェール岐阜

5階「飛翔の間」

会 議 次 第

1. 開会の辞 開催県理事 三浦 牧男
2. 開会挨拶 開催県会長 松尾 仁
3. ご来賓紹介
4. 出席者紹介 (参加者名簿別紙参照)
5. ご来賓挨拶
6. 議事
 - (1) 設備設計事務所の登録制度について
 - (2) 連合会組織への改組にむけて
 - (3) 建築基準法第12条の特定建築物の定期検査(年1回)報告の義務化について
 - (4) その他
7. 次期開催県 <新潟県> 来年 (25周年)
8. 閉会の言葉 9月～10月23日 未定

(新潟県)
↓
15社 岐阜 (4社)

平成24年9月21日(金)

第18回北陸甲信越・中部ブロック会議 出席者名簿

岐阜県都市建築部公共建築住宅課	公共建築住宅課長	鷺見	義和
同上	技術課長補佐	土屋	克宏
同上	技術課長補佐	村田	武
(社)建築設備技術者協会	理事	志賀	正紀
(社)日本設備設計事務所協会	会長	西田	能行
同上	理事長	松井	嘉弘
富山県設備設計事務所協会	会長	吉田	光喜
	副会長	加藤	哲
	理事	熊谷	郁郎
	事務局長	後東	直則
(一社)石川県設備設計監理協会	会長	村島	外三雄
	副会長	笠松	秀敏
	常務理事	宮江	勇治
(一社)福井県設備設計事務所協会	賛助会 会長	石崎	智
	[日設協] 監事	松山	憲雄
	副会長	藤原	一功
	事務局長	畑中	正明
山梨県設備設計協会	[日設協] 理事	田口	和人
	副会長	中込	隆
(社)新潟県設備設計事務所協会	会長	松田	幸夫
	事務局長	松田	隆夫
三重県設備設計事務所協会	会長	伊藤	憲司
	副会長	杉本	治
	副会長	松田	恭一
	理事	森本	祐史
(社)静岡県設備設計協会	会長	三ツ井	幹雄
	専務理事	山森	繁
(社)愛知県設備設計監理協会	会長	村上	正継
	副会長	伊藤	弘正
	専務理事	近藤	幸成
	監事	杉浦	武夫
	総務理事	植田	亮
	総務副委員長	黒田	慎二
岐阜県設備設計事務所協会	[日設協] 理事	松尾	仁
	副会長	原	弘久
	常務理事	原田	浩二
	理事	井上	信雄
	理事	高間	寛治
	理事	三浦	牧男
	理事	増田	敏明
	理事	渡辺	邦彦
	賛助会 会長	高橋	信雄
	賛助会 理事	金尾	孝夫
	賛助会 理事	小林	厚夫
	賛助会 理事	清水	一孝
	賛助会 理事	山田	

岐阜県 賛助会理事 山田 孝 司金	岐阜県 理事 高間 寛治	岐阜県 会長 松尾 仁	会 長 西田 能行	建築設備技術者協会理事 志賀 正紀	岐阜県都市建築部 公共建築住宅課長 鷺見 義和	岐阜県都市建築部 公共建築住宅課 技術課長補佐 土屋 克宏	岐阜県都市建築部 公共建築住宅課 技術課長補佐 村田 武
-------------------------	-----------------	----------------	--------------	----------------------	-------------------------------	--	---------------------------------------

富山県 副会長 加藤 哲
富山県 理事 熊谷 郁郎
富山県 事務局長 後東 直則
石川県 副会長 笠松 秀敏
石川県 常務理事 宮江 勇治
石川県 賛助会部会長 石崎 智

富山県 会長 吉田 光喜

石川県 会長 村島 外三雄

福井県 会長 松山 憲雄

山梨県 会長 田口 和人

新潟県 会長 松田 隆幸

三重県 会長 伊藤 恵司

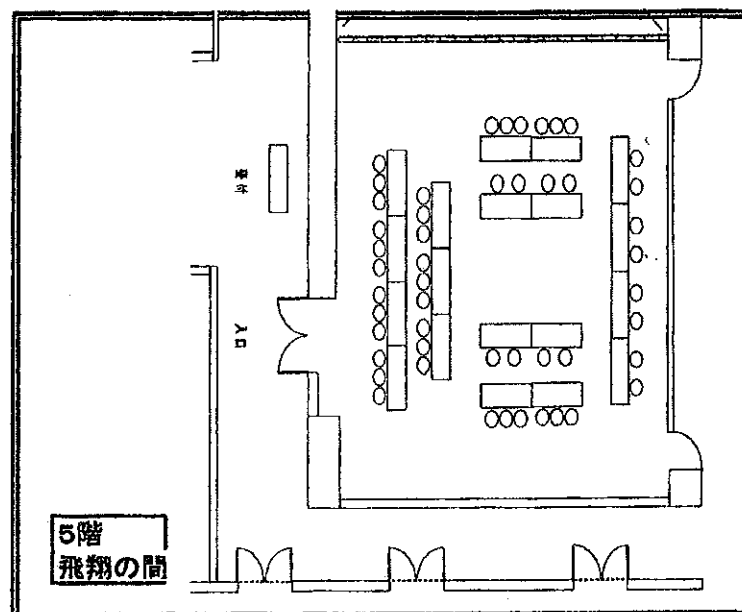
静岡県 会長 三ツ井 幹雄

愛知県 会長 村上 正徳

新潟県 事務局長 松田 隆夫
三重県 副会長 杉本 治
三重県 副会長 松田 恭一
三重県 理事 森本 祐史
静岡県 専務理事 山森 繁
愛知県 副会長 伊藤 弘正

愛知県 総務副委員長 黒田 慎二	愛知県 監事 杉浦 武夫	愛知県 総務理事 樺田 亮	愛知県 専務理事 近藤 幸成	山梨県 副会長 中込 隆	福井県 副会長 藤原 一功
---------------------	-----------------	------------------	-------------------	-----------------	------------------

理事 松井 嘉弘	岐阜県 副会長 原 弘久	岐阜県 常務理事 原田 浩二	岐阜県 理事 井上 信雄	岐阜県 理事 三浦 牧男	岐阜県 理事 増田 敏明	岐阜県 理事 渡辺 邦彦	岐阜県 賛助会会長 高橋 信雄	岐阜県 賛助会理事 金尾 雄孝	岐阜県 賛助会理事 小林 厚夫	岐阜県 賛助会理事 清水 恵一
-------------	-----------------	-------------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------



第18回北陸甲信越中部ブロック会議 テーマについて

1. 日本設備設計事務所協会としては、本年度から“設備設計事務所”の登録制度を立上げ、その登録業務を開始しました。
登録を可能とする条件として

- (1) 設備設計専業事務所であること
- (2) 賠償保険に加入していること

また登録の申請手続きは

各県協会に申請→県協会が推薦→本部(日設事協)に申請書の提出報告→登録委員会にて審査許可→登録

- (1) あなたの県協会では、その登録申請への受け皿として、例えば審査基準の細目としての、業務実績および事務所内の技術者名簿、専業分類(電気、機械等)等の記載等を申請事務所に求めていますか?等、対策を考えておられますか?

- (2) あなたの県協会では、その登録制度で登録された事務所の活用方法とか?あるいは活用していただくための広報をどのように求めていますかお聞かせください

2. 日本設備設計事務所協会として、現在の設備設計事務所を構成会員としてきましたが、各県の設備設計事務所協会を構成会員とした連合会組織に改組する検討に入ってきています。

連合会組織への改組にむけて、各県協会が対応していかなければならないこと、例えば一般社団法人化等とデメリット等あればお聞かせ下さい。

3. 岐阜県設備設計事務所協会設立時からのテーマとして「建築基準法第12条

に記載されています“特定建築物の設備定期検査報告業務”の運用について、公共建築物以外は、その条文にあります“特定行政庁としての県知事が指定する設備”の指定と、業務として体系化していただきたく要望してまいりました。

岐阜県下では、特定建築物の設備定期検査報告業務は行われておらず、また建築設備検査資格者についても活用されていません。

- (1) 建築基準法第12条の特定建築物の定期検査(年1回)報告の義務化について

・県知事の指定 設備について県条例にて特定化されていますか? 特定されていればその内容をお聞かせください

・定期検査報告の提出先は、特定行政長の建築主事あてと理解していますが、その報告者は、特定建築物の所有者または管理者から依頼された一級建築士ですか? 建築設備検査資格者ですか? あるいは講習会等受講および登録された者ですか?

・設備定期検査報告の書式等が規格化または体系化されていますか? お聞かせください。

・その業務が運用されています県および関係機関から、その報酬内容等が規定されたものがございましたら、概略その内容をお聞かせ願えますか?

・定期検査報告にて指摘された不良箇所、不良設備の改修、改善等の業務に継続的関与されるケースがありますか?

※ 建築基準法第12条の運用については、岐阜県では、公共建築物以外、1/2年行なわれている。設備検査資格者で、対応している。

□ アンケート結果

1. 設備設計事務所の登録制度について

-1) 県協会として、審査基準の細目を申請事務所に求めていますか?また対策はありますか。

登録制度とは別に申請している。	石川県
申請者に理解してもらう	福井県
県協会で会議予定	新潟県 三重県
特になし・未定	山梨県 静岡県 愛知県
結論なし（県協会員の差別化への問題対応）	山梨県

-2) 登録された事務所の活用方法・広報の求め方

官庁の方々に技術講習会を通じアピール	愛知県
県登録を設備経験年数で登録	新潟県
登録制度の認知度を高めてもらう必要が有る	石川県
検討中	福井県
結論なし（県協会員の差別化への問題対応）	山梨県
なし・未定	三重県 静岡県

2. 連合会組織への改組にむけて

連合会組織への改組にむけて、各県協会が対応していかななくてはならこと

現状不公平感が有る	石川県
社会的評価が得られる	石川県
組織の形態の明確化と道路の説明	新潟県 静岡県
一般社団法人化（県教会）への準備有	山梨県
行わない・問題点なし・特になし	三重県 福井県 愛知県

3. 建築基準法第12条の特定建築物の定期検査(年1回)報告の義務化について

-1) 県知事の指定設備について県条例にて特定化されているか。

義務化

石川県 新潟県 愛知県

特定化なし

福井県 山梨県 三重県 静岡県

-2) 定期検査報告の報告者はだれか。

一級建築士

新潟県 三重県 静岡県

一級・二級建築士、建築設備検査資格者

福井県 山梨県 愛知県

講習会受講者で登録技術者

石川県

-3) 設備定期報告の書式

国の書式

福井県

国の書式準拠

石川県

県の書式

新潟県 山梨県 三重県 愛知県

書式なし

静岡県

県の書式を採りながら
1ヶ年で今は廃止している。

-4) その業務報酬内容等が規定された内容

報酬規程無し

石川県 新潟県 山梨県 静岡県 愛知県

建物の用途、面積に応じて単価を規定

福井県

県建築事務所協会の報酬基準

三重県

-5) 定期検査報告にて指摘された項目に関する業務に携わる実績状況

個々の対応

石川県

ほとんどなし・なし

福井県 新潟県 山梨県
三重県 静岡県 愛知県

4. その他

後継者の育成の問題

新潟県

建築設備士の認知度について

新潟県

□参考資料 建築基準法 第12条 【報告、検査等】

第12条 第6条第1項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物(国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物を除く。)で特定行政庁が指定するものの所有者(所有者と管理者が異なる場合においては、管理者。第3項において同じ。)は、当該建築物の敷地、構造及び建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、1級建築士若しくは2級建築士又は国土交通大臣が定める資格を有する者にその状況の調査(当該建築物の敷地及び構造についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含み、当該建築物の建築設備についての第3項の検査を除く。)をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

2 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物(第6条第1項第一号に掲げる建築物その他前項の政令で定める建築物に限る。)の管理者である国、都道府県若しくは市町村の機関の長又はその委任を受けた者(以下この章において「国の機関の長等」という。)は、当該建築物の敷地及び構造について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、1級建築士若しくは2級建築士又は同項の資格を有する者に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。

3 昇降機及び第6条第1項第一号に掲げる建築物その他第1項の政令で定める建築物の昇降機以外の建築設備(国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物に設けるものを除く。)で特定行政庁が指定するものの所有者は、当該建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、1級建築士若しくは2級建築士又は国土交通大臣が定める資格を有する者に検査(当該建築設備についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含む。)をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

4 国の機関の長等は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の昇降機及び国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物(第6条第1項第一号に掲げる建築物その他第1項の政令で定める建築物に限る。)の昇降機以外の建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、1級建築士若しくは2級建築士又は前項の資格を有する者に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。

5 特定行政庁、建築主事又は建築監視員は、次に掲げる者に対して、建築物の敷地、構造、建築設備若しくは用途又は建築物に関する工事の計画若しくは施工の状況に関する報告を求めることができる。

一 建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、工事監理者又は工事施工者

二 第1項の調査、第2項若しくは前項の点検又は第3項の検査をした1級建築士若しくは2級建築士又は第1項若しくは第3項の資格を有する者

三 第77条の21第1項の指定確認検査機関

四 第77条の35の5第1項の指定構造計算適合性判定機関

6 建築主事又は特定行政庁の命令若しくは建築主事の委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の職員にあっては第6条第4項、第6条の2第11項、第7条第4項、第7条の3第4項、第9条第1項、第10項若しくは第13項、第10条第1項から第3項まで、前条第1項又は第90条の2第1項の規定の施行に必要な限度において、建築監視員にあっては第9条第10項の規定の施行に必要な限度において、当該建築物、建築物の敷地又は建築工事場に立ち入り、建築物、建築物の敷地、建築設備、建築材料、設計図書その他建築物に関する工事に関係がある物件を検査し、若しくは試験し、又は建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、工事監理者若しくは工事施工者に対し必要な事項について質問することができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

7 特定行政庁は、確認その他の建築基準法令の規定による処分並びに第1項及び第3項の規定による報告に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する台帳を整備し、かつ、当該台帳(当該処分及び当該報告に関する書類で国土交通省令で定めるものを含む。)を保存しなければならない。

8 前項の台帳の記載事項その他その整備に関し必要な事項及び当該台帳(同項の国土交通省令で定める書類を含む。)の保存期間その他その保存に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

環境にやさしい建築工事特記仕様書（電機設備・機械設備版）について

- 1 特別委員会について
- 2 平成24年度第1回特別委員会次第
- 3 平成24年度第2回特別委員会次第

平成24年9月7日

特別委員会について

1 経緯

(一社)静岡県建築士事務所協会から「環境にやさしい建築工事特記仕様書(電気設備・機械設備版)」の作成について協力依頼があり、平成24年7月6日開催の第3回理事会において検討の結果、特別委員会を設けて協力することとなった。

※(一社)静岡県建築士事務所協会からの協力依頼文を添付

2 特別委員会の設置根拠

(1) 定款

委員会

第26条 この法人の事業の円滑な運営を図るため、この法人に委員会を置くことができる。

2 委員会の設置又は廃止は、理事会の議決を経て会長が定める。

3 委員会は、理事会の命を受け事業の執行管理を行う。

4 委員会の委員は、会長が委嘱する。この場合において、必要に応じて正会員以外の者に委嘱することができる。

5 前項の委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

(2) 定款細則

第8章 委員会

第8条 この細則は定款第26条に関するものとして定める。

(1) 委員会は運営、総務・事業、技術・環境、広報の4委員会とする。また必要に応じて、特別委員会、WG(ワーキンググループ)、PT(プロジェクトチーム)を設けることができる。

3 特別委員会の構成

平成24年8月24日開催の第4回三役会において委員の候補を選定し、その後、会長から各候補の承諾を得て、委員就任の委嘱(口頭)を行った。

- | | |
|------------------|----------------|
| (1) 委員長 | 三ツ井幹雄 |
| (2) 総括(電気、機械) | 白井和彦、佐野富士雄 |
| (3) 担当責任者(電気、機械) | 川端猛真、甲斐裕士 |
| (4) 担当者(電気、機械) | 山本晋也、齊藤隆幸 |
| | 杉山敬(杉山設備設計事務所) |
| | 八木浩(㈱静岡建築設備計画) |

4 今後

委員長及び総括が(一社)静岡県建築士事務所協会と協力内容などについて協議を行い、順次、作業を進める。

平成 2 4 年 度 第 1 回 特 別 委 員 会 次 第

日 時：平成24年9月28日（金）

13時30分～

場 所：協会事務所

1 開 会

2 委員長挨拶

3 議 事

（1）今後の進め方について

（2）その他

4 閉 会

平成 2 4 年 度 第 2 回 特 別 委 員 会 次 第

日 時：平成24年11月9日（金）

13時30分～

場 所：協会事務所

1 開 会

2 委員長挨拶

3 議 事

（1）特記仕様書について

（2）その他

4 閉 会

各委員会報告について

1 総務・事業委員会

2 技術・環境委員会

- (1) 平成24年度第1回共同事業委員会
- (2) 平成24年度県設備課との意見交換会
- (3) 平成24年度第2回共同事業委員会
- (4) 平成24年度技術環境講習会

3 広報委員会

総務事業委員会							記録	名波	
日時 平成24年11月5日(月)							場所 メール連絡にて		
		名波	山本	植田	佐々木	志賀	荒波	村松	
		枝村	伴						
1. 会員研修会（講演会・忘年会）について 日程：11月16日(金) グランディエールブクトーカイ「シンフォニー」にて ・参加者が年々少なくなるため、事業に対する検討。 2. 建築五団体賀詞交歓会 日程：平成25年1月25日(金) ホテル アソシア静岡 17:30～ 受付 ・11月19日 第1回 5団体 打合せ13:30～(協会事務局にて) ・11月2日にメールにて案内を提出しました。 ・当協会が幹事団体のため、参加・協力を御願います。									

第15回平成25年建築五団体賀詞交歓会

第1回打合会次第

日 時：平成24年10月19日（金）

13時30分～

場 所：（社）静岡県設備設計協会事務所

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

- | | |
|--------------------|-------------|
| (1) 企画書について | 資料1 |
| (2) 招待来賓について | 資料2 |
| (3) チケット分担枚数について | 資料3 |
| (4) 受付の名札等について | 資料4 |
| (5) チケット予約申込用紙について | 資料5 |
| (6) 準備役割分担表について | 資料6 |
| (7) 式次第について | 資料7-1、資料7-2 |
| (8) 司会進行要領について | 資料8 |
| (9) 御席について | 資料9 |
| (10) 会費振込先について | |

振込先：静岡銀行 呉服町支店 普通 No.1667556 建築五団体賀詞交歓会

- (11) 名簿の締切りについて 第1回 12月13日(木)、

第2回 1月10日(木)

- (12) 次回打合せ会について 平成25年1月11日(金) 13時30分～

(社) 静岡県設備設計協会

4 閉 会

※出席者	(一社) 日本建築学会東海支部静岡支所	井上 睦美
	(社) 日本建築家協会東海支部静岡地域会	江川 静男
	(一社) 静岡県建築士事務所協会	堤 章子
	(公社) 静岡県建築士会	芦川 邦彦
		小山 弘子
	(社) 静岡県設備設計協会	三ツ井 幹雄
		名波 睦生
		息 明雄

第15回平成25年建築五団体賀詞交歓会

第1回打合会議事録

1 日 時 平成24年10月19日（金）13時30分～

2 場 所 （社）静岡県設備設計協会事務所

3 出席者	（一社）日本建築学会東海支部静岡支所	井上 睦美
	（社）日本建築家協会東海支部静岡地域会	江川 静男
	（一社）静岡県建築士事務所協会	堤 章子
	（公社）静岡県建築士会	芦川 邦彦
		小山 弘子
	（社）静岡県設備設計協会	三ツ井 幹雄
		名波 睦生
		息 明雄

4 議 事

（1）企画書について（資料1）

・特に意見なし。

（2）招待来賓について（資料2）

・特に意見なし。

（3）チケット分担枚数について（資料3）

・特に意見なし。

（4）受付の名札等について（資料4）

・正副会長名にはふりがなを。

・特に意見なし。

（5）チケット予約申込用紙について（資料5）

・複数の団体から申し込まないように注意喚起をお願いする。

・特に意見なし。

（6）準備役割分担表について（資料6）

・来賓土産は受付準備の時点で席に置く。氏名を記載した短冊を入れる。（帰りでは忘れる可能性）

・来賓対応については、当協会内で再調整する。

・鏡開き補助は1名とする。

（7）式次第について（資料7-1、資料7-2）

・特に意見なし。

（8）司会進行要領について（資料8）

・特に意見なし。

（9）御席について（資料9）

・特に意見なし。

（10）会費振込先について

・振込先：静岡銀行 呉服町支店 普通 No.1667556 建築五団体賀詞交歓会

（11）名簿の締切りについて

・第1回12月13日（木）、第2回1月10日（木）

・特に意見はなし。

（12）次回打合せ会について

・今年は2回の打合せとする。

・次回は、平成25年1月11日（金）13時30分～（社）静岡県設備設計協会

・特に意見なし。

(13) その他

- ・領収書：色は黄色

領収書の左上に「会員名（事務所名）」「氏名」欄を入れる。

11月末までに各団体へ配付する。

- ・出席者名簿の色は薄い青

- ・入場順序は来賓、出席正副会長が決定次第、作成する。

第一回共同事業推進委員会

記録

佐野

平成24年7月25日(水) 17:00～

場所 (社)設備協会事務所

出席者	(社)静岡県設備設計協会					(社)静岡県設備協会				
	花村	山森	多々良	佐野		渡辺氏	木村氏	山梨氏	竹内	
	事務局					事務局 福島さん				

1. 新年度委員の紹介

(1) トーエネックの浦田さんから竹内さんに変わった。

2. 共同事業推進委員会の本年度事業（研修旅行）について

(1) 候補地については京都方面とし、見学場所についてはアクセス上にあるメーカーに掛け合って決定する。

(2) 実施時期について平成25年2月中旬～3月10日までの間で見学先等の事情で決定する。

(3) 参加者については設備協会では中部地区の方、設備設計協会は正会員とする。

3. 次回の委員会開催日について

平成24年9月28日(金曜日) 17:00～ 於；設備協会事務所

静岡県設備課との意見交換会の記録

社団法人 静岡県設備設計協会

技術・環境委員長 佐野 富士雄

- 日時：平成 24 年 9 月 7 日（金曜日） 午後 15 時～17 時
- 場所：静岡市産学交流センター演習室 4（ペガサート 6 階）
- 参加者

県側（経営管理部財務局設備課）：課長 佐野寄武 課長代理 石上勝也

技術班班長 石田高久 電気班班長 内山武志

機械班班長 石川雅士

協会側：会長 三ツ井幹雄 副会長 山森茂 副会長 美和静男 白井和彦

専務理事 山森繁

理事 名波睦生 神谷保孝 佐野富士雄

記述者 技術・環境委員長 佐野 富士雄

○意見交換会内容記録 ※(県)県設備課側より、(協)協会側からの発言

A.設備課提案

1.設計書の取扱変更に伴う設計図書の作成について

(県)従来の設計書は参考数量書扱いとなり図面上の数量が優先される。

(県)材料検収に当たっては数量より品質確認を優先する。

(協)図面の重要度が増すことで、設計時に施工図レベルまでの表現をするのはいかなものか。

2.積算価格の算出について

(県)入札不調・低価格入札が多いため積算金額の適正化に協力してほしい。

(県)見積徴収に当たっては市場情報の調査をして適正な見積もりである確認をする。

(協)積算価格に見積価格の乗率が影響しているのではないか。今後、乗率の決め方についてはどうしたらよいか。

(県)乗率については従来の刊行物との比較による他、担当者と協議し、市場情勢を考慮して決めることもある。

3.協力事務所の資格要件の設定について

(県)下請け協力事務所であっても建築設備士、入札資格登録条件のいずれかで認めているが将来、建築設備士のみの条件にすることについて意見を聞きたい。

(協)数年前から提案されていたことであり、協会側でそれなりの対応をしていなければならない責任がある。

(県)J V(会社単位)の場合は、どちらかに資格を有する者がいればよい。

第二回共同事業推進委員会

記録	佐野
----	----

平成24年9月28日(金) 17:00～					場所 (社)設備協会事務所				
出席者	(社)静岡県設備設計協会					(社)静岡県設備協会			
	花村		多々良	川端	佐野	渡辺氏	木村氏	山梨氏	竹内
						事務局 福島さん			

1. 委員の変更について

(1)設備設計協会の委員に川端猛真（有）総合設備計画事務所が加わりました。

2. 共同事業推進委員会の本年度事業（研修旅行）について

(1)実施日時

平成25年3月8日（金）～9日（土）

(2)行先・訪問先

京都方面（奈良、大和ハウス総合研究所）

(3) 予算について。今後について

概ね35,000円で予定する。

詳細計画については福島さんにツアー会社とで詰めていただく。

事業報告

平成24年度技術環境講習会

日 時：平成24年10月12日（金曜日）14時00分～16時30分

場 所：静岡市産学交流センタープレゼンテーションルーム

受講者：54名

正会員、賛助会員以外に静岡県、静岡市、富士市等の官庁関係、施工業者などの多方面からの御参加をいただき、質疑応答を含む有意義な講習が行われた。

講 習：

<第一部>

演題：小規模飲食店等における分煙対策

講師：株式会社トルネックス マーケティング室グループリーダー 島田秀治様

概要：当協会が静岡県からの委託事業で進めている分煙アドバイザーの実務に役立つ国の基準、他自治体の取組み、設計の考え方などについて講習がされた。

健康増進法による喫煙対策を具体的に進めるため、平成15年5月に厚生労働省通達「職場における喫煙対策のためのガイドライン」が出されている。この考え方に基づいて、神奈川県及び兵庫県では受動喫煙防止条例が施行され積極的な喫煙対策が行われている。また、2011年10月からは、厚生労働省が受動喫煙防止対策助成金制度を定め、分煙設備などに対する助成金の支給が始まっている。

喫煙禁止区域から喫煙区域へ毎秒0.2m以上の空気の流れが必要となり、かなり大きな換気設備が求められるが、開口部にエアカーテンを設けることにより毎秒0.1mの排気で済むようになる。実際の施工事例が紹介された。

<第二部>

演題：配電用変圧器の高効率化

講師：株式会社日立産機システム 統括事業本部受配電・環境システム事業部企画部主任技師 天兒(あまこ)洋一様

概要：変圧器のトップランナー基準について、今後採用される新基準について、大型地震による変圧器へ影響の実例と、それをもとにした今後の取り組みなどについて講習がされた。

新基準に適応するために変圧器の負荷損、無負荷損をどのような方式で軽減するか。軽減することでどの程度のメリットがでるかを日立産機がアモルファスを採用して実現した実際のデータをもとに紹介された。

各方面において今までの考え方を見直さざるを得なかった昨今の大地震の影響について、変圧器に実際に起こった影響の写真をもとに、現在進めている災害対策について紹介された。

広報委員会活動報告

広報誌の発行事業

4月27日 広報誌の編集作業
6月30日 広報誌の編集作業
7月21日 広報誌の編集作業
8月11日 広報誌の編集作業
9月 広報誌の発行

ホームページの運営事業

協会事業の記事・写真の収集
記事掲載資料の収集

広報委員会
委員長 神谷保孝

各地区会報告について

- 1 中部地区
- 2 西部地区

平成24年度 第3回							中部定例会 記録			記録	
日時 平成24年9月15日(土) 13:30～							場所 協会事務局				
出席人数	1班	三ツ井	花村	山本	甲斐	名波	荒波	川端	泊		
	2班	コバヤシ	モア	Souken	村上	山森	後藤	多々良			
/15人											
1. 前回議事録の確認(後藤氏) 平成24年 6月 16日(土) 開催分 2. 三役会の報告(三ツ井氏) 3. 委員会報告 () ■ 総務・事業委員会 () ・11月16日(金)に静岡市内にて日帰りの研修会を開催します。(場所は未定) ■ 技術・環境委員会 () ■ 広報委員会 () 4. その他 ・無料相談の予定と実施報告 24年7月は、なし。8月は、多々良氏と甲斐氏にお願い致しました。9月はなし。 10月は、村上氏と名波氏にてお願い致します。 場所は、清水区役所2Fの相談室です。電話番号の末尾は、「2036」となります。 ・分煙支援アドバイザー派遣サービスは引続き、今後2年間実施します。 ・静岡市建築部設備課との意見交換会の実施を依頼してみたらどうか。(今後調整) ・セビクラブの開催についての報告 8/3(金)19:00～ 伝馬町クラブセンターB1にて開催のセビクラブは無事終了しました。 ・H24県設備課との意見交換会につきましては、現在の状況を技術・環境委員長に花村が確認する。 ・建築家協会にて、「環境にやさしい特記仕様書」を作成したので、設備工事版の作成に協力して欲しい。											
※次回開催日 平成24年 月 日(土) 13:30より 協会事務局											

平成24年度 西部地区会 議事録

地区会の開催場所について、協会の予算がひっ迫している為に、少しでも安価で開催できるように検討をしていきたい。

協会経理について

1 平成24年10月31日現在

(1) 手元現金 171,660円

(2) 普通預金 1,576,199円

1. 設備設計事務所の登録制度について

-1) 県協会として、審査基準の細目を申請事務所に求めていますか?また対策は有りますか。

富山県	石川県	福井県
	登録制度とは別に、各事務所の技術者名簿、資格等は申請してあるのか? その名簿は県協会等に提示しているか?	登録の申請で必要な記載項目は全て申請者に理解して頂く。
山梨県	新潟県	
特に考えていません。 協会員の差別化に伴う制度の整備、登録制度も 検討会として進める結論が出ています。	・事務所登録に関して、新潟県としては本部加入会員との会議を1回行ったが次回行い 移転を行う予定です。	
三重県	静岡県	愛知県
11月1日の例会にて決める予定です。	当代会は、日経協に加盟していないので、一切未定 登録制度申請に対しての審査方法を不願している。	今回の事務所登録に対しては特に考えていない。 従前より、愛知県、名古屋市等へは上記の内容などを記載した書類を提出し、活用して いただいている。

-2) 登録された事務所の活用方法・広報の求め方

富山県	石川県	福井県
	登録制度の認知度も高めてもらう必要がある。 そのために、格式の高い制度であるべきでは。	検討中
山梨県	新潟県	
登録制度も進めるか、結論が出ていないので、 具体的な詳細はしていない。	・登録申請に関わる審査については協議をする会議を行う予定です。 ・当面新潟県としては指名願いは設備経験年数にて登録を受理してもらっているのが現状	
三重県	静岡県	愛知県
当協会員は、登録をしない事務所もあるので、現時点ではしません。	未定 登録制度を登録していた事務所はあまりありません。 役所もまだ理解していないのが現状です。	現在の建築士法とのかかわりもあり、また官公庁の発注制度の問題もあるので、難しい もあるが、愛知県では従前より、協会の事務所の技術力、的確性などをアピールし、 設計専業事務所への発注をお願いしている。また協会が主催する技術講習会などを通 協会の公平性、社会認知度を認識していただくよう、官公庁の方々にも出席していただ よう努力している。

2. 連合会組織への改組にむけて

富山県	石川県	福井県
	現状では、県民から、会社構成会費の所や、支部とあるところなど、不透明感がある。 統一した組織として運営していく方が良いため、一般社団法人に移行することで社会的評価が得られるのでは。	特に改組における別当金等の扱いを考えている。
山梨県	新潟県	
一般社団法人化の準備を進めています。(H25.10月1日移行予定)	・現況において新潟県としては来年度(25年度)より一般社団の申請を当局へ申請準備をしております。連合会組織については当方としては今後の課題として理事会にて検討を行う予定であります。組織の形態の明確化が必要で曖昧な組織形態では退会する県もでかねないと思われる。	
三重県	静岡県	愛知県
当協会は諸事情があり、一般社団法人化はいたしませんので、支部のままだいこうとしています。	各県、また市町村それぞれの中、まず各県と個別に今後一歩の進捗を説明し、了解を得て、次のステップに進めなければならぬと思っております。	特になし。

3. 建築基準法第12条の特定建築物の定期検査(年1回)報告の義務化について

-1) 県知事の指定設備につて県条例にて特定化されているか。

富山県	石川県	福井県
	報告は義務化されている。 実際の報告されるのは、約75%程度 実施率は少しずつ高まってきた。	特定化されている。
山梨県	新潟県	
県条例により特定化はしていない	・建築所有者から建築設計事務所への依頼があり、設備について担当設備事務所が検査を行い報告書として、担当事務所(一級建築士)が総務建築主事への報告書として提出している。	
三重県	静岡県	愛知県
県条例にて特定化されていません。但し土木部、総務部は発注を一級建築士事務所への指名競争入札です。教育委員会(学校施設)は公募型入札(出納局への指名願提出)です。	していない。 公共建築物のみ当初から1~2年が実施1回が、現在はほとんど実施していない。	愛知県条例で対象建築物(定期調査報告書)は百貨店・マーケット等大規模小売店舗・映画館・観覧車・大集会場等・ホテル・旅館・病院・各種用途複合建築物・大規模事務所地下街となっています。 名古屋市も同様です。 対象建築設備(定期検査報告書)は対象建築物の換気設備(一種換気及び空気調和設備 但し、無窓居室、火気使用室)、排煙設備(機械排煙設備)、非常用の照明装置(照明器具内蔵型を除く)となります。 なお、定期調査報告は隔年、定期検査報告は毎年となっています。

-2) 定期検査報告の報告者はだれか。

富山県	石川県	福井県																								
	④石川建築安全協会セ-ワ。主催の講習会受講者で、同セ-ワに登録した技術者	一級建築士、二級建築士、建築設備検査資格者のいずれかが報告者としている。又、消防会等の登録登録者の限定はしていない。																								
山梨県	新潟県																									
一級建築士、二級建築士、建築基準法適合判定資格者、建築設備検査資格者 にこの業務とされている。 実際に点検業務を遂行しているのは一級又は二級.....建築士事務所です。																										
三重県	静岡県	愛知県																								
一級又は二級建築士です。	依頼JARK一級建築士	愛知県では、調査・検査は1級建築士若しくは2級建築士又は国土交通大臣が定める資格を有する技術者が実施してください、となっています。 ただし、当該業務の受付を行っている財団法人愛知県建築住宅センターでは特殊建築物等の定期報告制度の円滑な運営を計るために、建築基準法第12条第1項による特殊建築物等定期調査資格者および建築基準法第12条第3項による建築設備等定期検査資格者に対する実務研修会を開催します。 とあるだけで、限定されるという記載ではありません。 他府県の条例を確認しますと、東京都では明確に下記の記載があります。 <table><tr><th>調査・検査対象 資格</th><th>特殊建築物等</th><th>建築設備</th><th>昇降機・避難施設</th></tr><tr><td>1・2級建築士</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>建築基準法適合判定資格者</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>特殊建築物等調査資格者</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td></tr><tr><td>建築設備検査資格者</td><td>×</td><td>○</td><td>×</td></tr><tr><td>昇降機検査資格者</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td></tr></table>	調査・検査対象 資格	特殊建築物等	建築設備	昇降機・避難施設	1・2級建築士	○	○	○	建築基準法適合判定資格者	○	○	○	特殊建築物等調査資格者	○	×	×	建築設備検査資格者	×	○	×	昇降機検査資格者	×	×	○
調査・検査対象 資格	特殊建築物等	建築設備	昇降機・避難施設																							
1・2級建築士	○	○	○																							
建築基準法適合判定資格者	○	○	○																							
特殊建築物等調査資格者	○	×	×																							
建築設備検査資格者	×	○	×																							
昇降機検査資格者	×	×	○																							

-3) 設備定期報告の書式

富山県	石川県	福井県
	書式は規格化されています 国の書式をベースに 石川県版として運用しています。	定期点検報告書(建築設備)の様式に依り報告している。
山梨県	新潟県	
大抵規格化されている。	報告書としては新潟県としては県ホームページよりのダウンロードが出来る。	
三重県	静岡県	愛知県
規格化されています。	規格、標準化していない。	愛知県、名古屋市共に様式が決まっています

-4) その業務報酬内容等が規定された内容

富山県	石川県	福井県
	報酬については特に規定はない。	半成り前後に置いた関係で、不透明な部分を規定している。 建物の用途、面積に応じた単価を規定している。
山梨県	新潟県	
未定ではありません	・報酬について 点検点数にもよると思うが、経験上では見積書を作成し建築事務所への請求を行っている。	
三重県	静岡県	愛知県
三重県からはありませんが、三重県建築士事務所協会の報酬基準は、公開されています。	報酬内容も未定でいいい	愛知県、名古屋市共にあります。

-5) 定期検査報告にて指摘された項目に関する業務に携わる実績状況

富山県	石川県	福井県
	個々に対応によると思われる。	ほとんどない。
山梨県	新潟県	
ありません。	・検査時の不良箇所・不良設備への検査後の関係については、修正前後写真を当方で確認をした経緯はあるが、殆どが建築事務所にての対応としているのが現状である。	
三重県	静岡県	愛知県
ありません。	書類作成のみで関与なし	愛知県、名古屋市共にあります。